

「湯沢市生活応援商品券 2022」利用店舗同意書

湯沢市商品券事業協議会 様

事業所名

代表者名

標記商品券について、以下の内容に同意し、加盟店として申し込みたいします。

記

- 加盟店は商品券を受領した時点において、商品券の裏面に自社加盟店の社判等を押し、商品券の再流通を防ぐものとする。
- 加盟店は、使用済みであることを明示するために、受領した商品券の裏面に自社加盟店の社判等を押さなければ換金することができない。
- 商品券を換金するには、前項の処理を行った商品券と換金請求書を湯沢商工会議所又はゆざわ小町商工会（本所・雄勝支所、皆瀬支所）に提出しなければならない。
- 換金額の支払いは、届出の金融機関の口座に入金するものとし、現金での支払いは出来ないものとする。
- 換金は、協議会の専用口座からの振替により行うものとし、毎月2回口座振込する。（休日の場合は、翌営業日）
- 換金請求最終締切日は令和5年2月8日（水）とする。
- 次の目的では商品券の利用は出来ないものとする。
 - 出資や債務の支払い。（税金、振込手数料、電気・水道料金等）
 - 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
 - たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い。
 - 現金との換金、金融機関への預け入れ。
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い。
 - 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
 - 商品券の交換又は売買。
- 6・7に反したことが判明した場合は、加盟店登録を抹消する。
- 額面未満の利用についても、釣銭は出さないものとする。
- 加盟店であることを明示するため、会議所及び商工会で配布する店舗表示用ステッカー（特定事業者登録証明書）を常に見やすい場所に提示すること。
- 加盟店は、この申込及び同意書を提出する場合、必ず写しをとること。
- その他については、「取り扱い加盟店募集要項」によるものとする。